

単価契約等にかかる現場代理人等の取扱いについて

単価契約・街路樹剪定・除草業務委託にかかる現場代理人及び主任技術者の取扱いが平成21年5月1日から次のとおり変わります。

現場代理人・・・適正配置とする。他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者は配置できない。単価契約や業務委託の適正配置現場代理人・主任技術者とは兼ねることができる。

主任技術者・・・適正配置とする。他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者は配置できない。他の単価契約・業務委託の適正配置現場代理人・主任技術者とは兼ねることができる。